

OSUMI de Enmusubi

はと 君の♡にストライク³ 大隅5町ポータル

日時：令和7年3月23日(日)
12:30受付~16:00終了

場所：笠之原ポータルセンター

参加対象：対象25歳~44歳の独身男女
男性は大隅5町在住者のみ

参加費：2,000円

申込期限：3月3日(月)

申込方法：右のQRコードから



【主催】大隅5町婚活連絡協議会
(肝付町・大崎町・東串良町・錦江町・南大隅町)

お問い合わせは

肝付町役場	町民生活課	0994-67-2111(内之浦総合支所)
大崎町役場	企画政策課	0994-76-1111
東串良町役場	企画課	0994-63-3122
錦江町役場	政策企画課	0994-22-3032
南大隅町役場	企画観光課	0994-24-3113

2月は猫の適正飼養推進月間。

守って伝えよう🐾

猫を想う
飼い方。

身勝手に捨てられてしまったり、
迷子のまま飼い主が分からない猫や、
放し飼いにより過酷な環境で生まれる子猫も多くいます。

責任ある飼い方が、猫の命を守ります。
当たり前のように知らない人も多い
「正しい猫の飼い方」。

優しく広め、
"猫と人が笑顔で過ごせる鹿児島県"を目指しましょう。

不妊・去勢を
しましょう。

室内で
飼いましょう。

マイクロチップ等で
所有者の明示を。



鹿児島県
動物愛護ホームページ
譲渡対象の猫犬の情報や、
イベント情報が見られます！

鹿児島県保健福祉部生活衛生課

(鹿児島県動物愛護推進協議会事務局)

2月は 猫の適正飼養月間

知っちゃった?



正しい飼い方で、猫と人に優しい鹿児島を。

①室内で飼いましょう。



交通事故や猫同士のケンカ、感染症などから猫を守りましょう。また、ふん尿や鳴き声、ゴミを荒らすなど、周囲の方への配慮も飼い主の責任です。周囲への迷惑は、猫嫌いの人も増えてしまうので、猫のためにもなりません。

②不妊・去勢をしましょう。



飼い猫に子供が生まれたら、その先の子供たちに責任はとれますか? 1匹のメス猫から子猫が生まれ、1年後は合計20匹以上になることも。不妊・去勢をすることは、病気の予防やストレスの軽減、マーキング行為の減少というメリットもあります。

③所有者明示をしましょう。



開いたドアや窓から脱走したり、突然の災害で行方不明になることも考えられます。連絡先を書いた迷子札を首輪につけたり、マイクロチップを施すことで、飼い主の元に戻ることができます。

《お問合せ先一覧》

※お問合せ受付時間 8:30~17:15

指宿保健所	0993-23-3854	志布志保健所	099-472-1021
加世田保健所	0993-53-2317	西之表保健所	0997-22-0032
伊集院保健所	099-273-2332	屋久島保健所	0997-46-2024
川薩保健所	0996-23-3167	名瀬保健所	0997-52-5411
出水保健所	0996-62-1636	徳之島保健所	0997-82-0149
大口保健所	0995-23-5106	動物愛護センター	0995-44-6301
始良保健所	0995-44-7960	県庁生活衛生課	099-286-2788
鹿屋保健所	0994-52-2113		

Let'sシェア!! #かごしま猫月間

軽自動車及び原動機付自転車等の 名義変更・抹消（廃車）の手続きはお早めに!!

軽自動車税(種別割)は、原付、軽自動車、小型特殊自動車、農耕車などをその年の**4月1日現在で所有している人**に課税されます。

※ 次の場合には、**3月末までに必ず**手続きをしてください。

なお、役場で手続きできるのは、**特定小型原付、原動機付自転車及び小型特殊自動車**のみです。

- ◆ 車両の廃車・売却・盗難など ⇒ 廃車届をしてください。(ナンバーも持参してください)
- ◆ 車両の贈与・相続・交換など ⇒ 名義変更届をしてください。
- ◆ 所有者が亡くなった場合 ⇒ 廃車届または名義変更届をしてください。
- ◆ 町外から転入された方 ⇒ 標識(ナンバー)を新しく登録してください。
(前住所地で使用していたナンバーを持参してください)
- ◆ 町外へ転出される方 ⇒ 標識(ナンバー)を添えて、廃車届をしてください。

!! 上記の手続きが無い場合、課税されますのでご注意ください !!

車種により手続きを行う場所が異なります。詳細は下表をご覧ください。

種 別		手続きを行う場所	
特定小型原付		大崎町役場税務課 TEL 099-476-1111 (内線113・114・115)	
原動機付自転車	50cc以下		
	50cc超 90cc以下		
	90cc超 125cc以下		
	ミニカー		
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)		
	その他用(タイヤショベルなど)		
小型二輪(250cc超)		鹿児島運輸支局 TEL 050-5540-2089	
軽二輪(125cc超 250cc以下)		鹿児島県軽自動車協会 TEL 099-261-4011	
軽自動車三輪			
軽自動車 四輪以上	乗用		自家用
			営業用
	貨物	自家用	
		営業用	

[お問合せ先] 大崎町役場 税務課 町民税係 TEL 099-476-1111(内線113・114・115)

車検時の軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）

の提示が省略されます。

令和5年1月より、軽自動車（軽三輪・四輪に限る）に係る軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付状況を、軽自動車検査協会が、オンラインのシステム「軽JNKS」により確認できるようになりました。

これまでは軽自動車の車検（継続検査）の際に、「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続審査用）」を提示する必要がありましたが、紙の納税証明書の提示が原則不要となります。

ただし、下記のような「軽JNKS」上に完納の登録がされていない軽自動車については、従来どおり紙の納税証明書の提示が必要です。

【変更について】

すべての二輪小型自動車（排気量250cc超の二輪車）について、令和7年4月から「軽JNKS」の対象となり、軽自動車税（種別割）納税証明書（継続審査用）」を提示する必要がありましたが、紙の納税証明書の提示が原則不要となります。

○ 「軽JNKS」上に完納の登録がされていない軽三輪・四輪・小型二輪

- ・納付直後（納付から2週間程度）で、軽JNKSに納付状況が反映されていない場合（納付後すぐに車検を受ける場合、納税 通知書（右側）の納税証明書をご利用ください。）

※納付方法によっては、反映するまで2週間程度かかることがあります。

- ・4月2日以降の異動処理により、令和7年度の課税がされていない場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合

○納税証明書の送付を廃止します（口座振替）

- ・これまで口座振替で軽自動車税を納付された方については、納税証明書を送付していましたが、「軽JNKS」の運用開始により納付情報の確認が電子化されるため、省資源化を推進する観点から令和5年度以降の納税証明書の送付を廃止します。納税の確認は、振替口座の通帳記帳によりご確認ください。

【お問い合わせ先】

大崎町役場 税務課 町民税係（軽自動車税担当）

TEL 099-476-1111（内線113～115）

令和6年度住民税非課税世帯に対する臨時給付金(3万円/1世帯)及びこども加算(2万円/対象児童1人)のご案内

- 令和6年度住民税非課税世帯に対する臨時給付金(1世帯当たり3万円)は、住民税非課税世帯を支援する給付金です。
- 上記の世帯で、かつ18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降)が世帯員にいる場合、対象児童1人当たり2万円を追加支給いたします。
- 給付金対象者には支給通知書又は確認書を郵送しています。

支給額 1世帯当たり3万円/対象児童1人当たり2万円

支給対象

- ・ 令和6年12月13日時点で大崎町に住民登録のある世帯
- ・ 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税であること
- ・ 世帯の中に住民税が課税となる人、又は住民税が非課税となる所得が未申告である人がいないこと
- ・ 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている者のみで構成された世帯でないこと

手続方法

【支給通知書が届いた方】

- ・ **記載の口座に変更がない場合** → 手続きはありません。(記載の口座へお振込みいたします)
- ・ **記載の口座に変更がある場合** → 振込を希望する通帳やキャッシュカードの写し及び世帯主の本人確認書類の写し(免許証やマイナンバーカードなど)が必要です。
2月19日(水)までに役場 保健福祉課 社会福祉係までお申し出ください。
- ・ **受給を辞退される場合** → 世帯主の本人確認書類の写し(免許証やマイナンバーカードなど)が必要です。2月19日(水)までに役場 保健福祉課 社会福祉係までお申し出ください。

【確認書が届いた方】

→ 必要事項を記載の上、必要な添付書類を同封し、3月21日(金)までにご返送ください。

【申請が必要な方】

- ・ 基準日(令和6年12月13日)以降に修正申告により非課税世帯となった方
- ・ 令和6年1月2日から12月13日までに町外から転入した方を含む世帯
- ・ 税の申告を行っていない方を含む世帯 など

※その他、対象となると思われるが支給通知書、確認書が届いていない方は下記の連絡先へお問い合わせの上、対象となる場合は3月21日までにお手続きください

問い合わせ

大崎町役場 保健福祉課 社会福祉係
TEL: 099-476-1111(内線137,140)

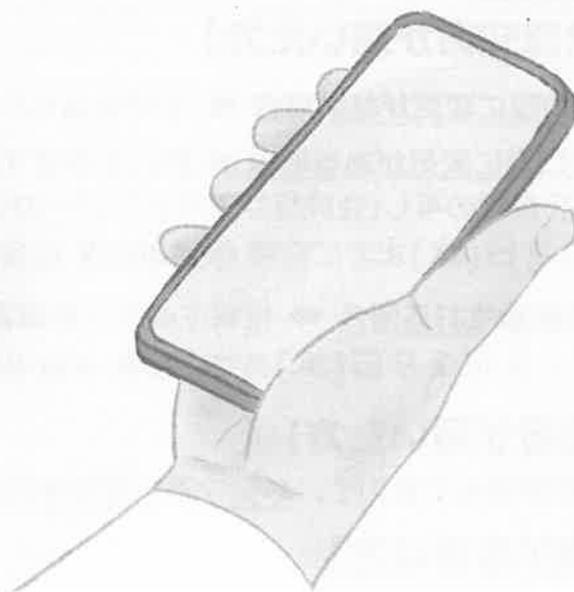
相談してみたら。
少しほっとした。

人に話すことで、

心が軽くなるかもしれません。

匿名でも大丈夫です。

電話でも、SNSでも相談できます。



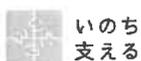
心がもやもやしたり、ざわついたら、電話やSNSで気軽に相談できます。

相談窓口はこちら

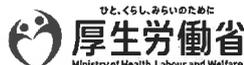


まもろうよこころ

検索



いのち
支える



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3月は自殺対策強化月間です。

回覧

奨学生の募集について

1 奨学金について

大崎町では、学校教育法に規定する高等学校以上の学校に進学（在学）される学生を対象とした奨学生を募集しております。また、卒業後に本町で後継者等として働く目的で進学される方を対象とした産業後継者育成奨学金もあり、条件を満たせば返還金が免除される奨学金制度もありますので、申込みを検討してみてください。

2 奨学金（貸与）の額

- ① 高等学校・高等専修学校 … 月額 15,000 円（年額 180,000 円）
- ② 高等専門学校 …… 月額 25,000 円（年額 300,000 円）
- ③ 大学・専門学校 …… 月額 30,000 円（年額 360,000 円）

3 申込資格

令和7年4月現在、次の要件を全て満たす者。

- ① 高等学校以上の学校（予備校を除く）に在学している。
- ② 保護者が大崎町内に3年以上居住している。
- ③ 修学する意欲があり、学業・人物ともに優秀である。

※上記の①から③に該当する方は、奨学金の申請を行うことができます。

不明な点は、教育委員会管理課までお問合せください。

4 申し込み受付期間

令和7年2月20日（金）から同年5月8日（木）まで（郵送の場合も必着）

※土曜日、日曜日、祝日を除いた日の、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

5 申し込みに必要な書類

- ① 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- ② 奨学生推薦書（様式第2号）、または成績証明書（令和6年度の在籍校で作成）
- ③ 在学証明書（令和7年度の在籍校で発行）
- ④ 令和5年中の所得額証明書（役場税務課で発行、連帯保証人2名分・各1通）
- ⑤ 納税証明書（役場税務課で発行、連帯保証人2名分・各1通）
- ⑥ 住民票謄本

※ ①の申請書と②の推薦書の様式は、教育委員会管理課にあります。

（本町のホームページからも、様式をダウンロードすることができます。）

※裏面もご覧ください

6 産業後継者育成奨学金について

卒業後、本町で農林水産業や商工業などを後継又は新規開業することを目的とする者へは、産業後継者育成奨学金という奨学金を貸与し、卒業後、本町において下記に掲げる形態で就業したときは、就業の日から起算して5年間返還を猶予し、その期間経過後、産業後継者育成奨学金の目的を達成した場合は、返還を免除します。

●奨学金返還が免除される就業形態等

後継者の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 保護者が、本町において農林水産業や商工業等を営む者（家族経営の法人も可）で、後継者として、就業する場合。・ 農林水産業や商工業等の経営者が、後継者として認める場合。・ 一経営体に、奨学金返還が猶予されている者が複数いない場合。
新規開業者の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 卒業後、本町において農林水産業や商工業等を新規開業した場合。・ 新規開業したことが、客観的に証明できる場合。

7 奨学生の選考・決定

受付期間終了後、奨学生選考委員会による選考を経て、奨学生を決定します。

8 奨学金の返還方法（普通奨学金の場合）

- ◎ 卒業後1年を経過した月から、その全額を貸与期間の2倍の期間以内に月賦、半年賦、または年賦で返還していただきます。
- ◎ 卒業する年の最後の貸与月に『奨学金借用書（連帯保証人2名・印鑑証明添付）』と『奨学金返還計画書』を提出していただきます。

9 返還金に係る延滞金について

返還金は、月賦、半年賦又は年賦で返還していただきますが、正当な理由なく返還期限を経過すると、返還期限の翌日から起算して返還する日までの延滞金が返還金に加算されます。

10 連帯保証人について

連帯保証人は、父母兄弟又はこれに代わる者及び成年者で独立の生計を営み、かつ奨学金の返還の責を負い得る者。

11 申し込み・お問い合わせ先

大崎町教育委員会 管理課 庶務係

電話番号 099-476-1111（内線411・414）

※ なお、この内容は令和7年度当初予算の成立が条件となりますのでご了承ください。